



アジサイ

NAO Letter

NAO
税理士法人

編集発行人
代表社員
高井直樹

〒500-8335
岐阜市三歳町4-2-10
TEL 058(253)5411(代)
FAX 058(253)6957

6月

(水無月) JUNE

日	・	14	28
月	1	15	29
火	2	16	30
水	3	17	・
木	4	18	・
金	5	19	・
土	6	20	・
日	7	21	・
月	8	22	・
火	9	23	・
水	10	24	・
木	11	25	・
金	12	26	・
土	13	27	・

6月の税務と労務

- | | |
|--|--|
| 国 税 / 5月分源泉所得税の納付
6月10日 | 地方税 / 個人の道府県民税及び市町
村民税の納付(第1期分)
市町村の条例で定める日 |
| 国 税 / 所得税の予定納税額の通知
6月15日 | 労 務 / 健康保険・厚生年金保険被
保険者賞与支払届
支払後5日以内 |
| 国 税 / 4月決算法人の確定申告(法
人税・消費税等) 6月30日 | 労 務 / 児童手当現況届(市町村役
場に提出) 6月30日 |
| 国 税 / 10月決算法人の中間申告
6月30日 | |
| 国 税 / 7月、10月、1月決算法人の消
費税等の中間申告(年3回の
場合) 6月30日 | |

ワンポイント 国民負担率

租税負担及び社会保障負担を合わせた公的負担の国民所得に対
する比率。財務省によると、2020年度は44.6%と過去最高の見通
しです。なお、OECD加盟国と2017年実績で比べると、日本(43.3%)
は比較可能な35カ国のうち下から9番目で、最高はルクセンブル
グの93.7%、最低はメキシコの21.1%です。

長時間労働につながらる取引慣行の見直し



働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が成立し、改正された労働時間等設定改善法および労働時間等見直しガイドライン（労働時間等設定改善指針）が昨年四月一日から適用されています。

注 「労働時間等見直しガイドライン」（労働時間等設定改善指針）は、労働時間等設定改善法に基づく指針で、事業主等が労働時間等の設定の改善について、適切に対処するための必要事項を定めたもの。この改正により、事業主が時間外労働・休日労働の削減に取り組むことや、計画的な年次有給休暇の取得促進に取り組むこと等のほか、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮することなどが定められました。今回は、「長時間労働につながる取引慣行の見直し」について

て説明します。

一 改正概要

(一) 労働時間等設定改善法の改正
事業主の責務として、次のことが定められました（傍線は改正により加わった箇所です）。(二) において同様。

「事業主は、他の事業主との取引を行う場合において、著しく短い期限の設定及び発注の内容の頻繁な変更を行わないこと、当該他の事業主の講ずる労働時間等の設定の改善に関する措置の円滑な実施を阻害することとなる取引条件を付けないこと等取引に必要な配慮をするように努めなければならない。」
(二) ガイドライン（指針）の改正
改正ガイドライン（指針）では、取引慣行の見直しに関し、次のように定められました。「個々の事業主が労働時間等の設定の改善に関する措置を講

じて、親企業からの発注等取引上の都合により、その措置の円滑な実施が阻害されることとなりかねない。特に中小企業等において時間外・休日労働の削減に取り組むに当たっては、個々の事業主の努力だけでは限界があることから、長時間労働につながる取引慣行の見直しが必要である。このため、事業主は、他の事業主との取引を行うに当たっては、例えば、次のような事項について配慮をすること。

イ 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
ロ 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
ハ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。
このように、中小企業等においては個々の事業主の努力だけでは時間外労働や休日労働の削減に限界があることから、取引先に対しても取引慣行見直しの配慮をすることが求められるようになりました。

二 親事業者と下請事業者の取引

経済産業省・中小企業庁が所管する「下請中小企業振興法」に基づく「振興基準」には、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係が定められています。

(一) 働き方改革への取組

振興基準では、次のことが定められています。

① やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは親事業者が負担すること。

② 親事業者は、下請事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば、
・ 無理な短納期発注への納期遅れが理由の受領拒否や減額
・ 親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
・ 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送

・納期や工期の過度な年度末集中

(二) 明確な発注内容

発注内容を明確にするため、次のことが求められています。

① 親事業者は、継続的な取引を行う下請事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。

② 発注内容を変更するときには、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

(三) 労務費上昇についての協議
親事業者は、取引対価の見直し要請があった場合には、協議に応じるものとされ、特に人手不足や最低賃金の引き上げなどによる労務費の上昇については、その影響を反映するよう十分に協議した上で取引対価を決定するものとされています。

三 しわ寄せ防止総合対策

(一) 概要

厚生労働省・中小企業庁・公正取引委員会においては、今年四月からの中小企業への時間外労働の上限規制の適用にあわせ、緊密な連携を図りながら「大

企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止のための総合対策」(しわ寄せ防止総合対策)が講じられ、次の四つを柱とした取組が行われています。

① 関係法令等の周知広報

労働局・労働基準監督署が、あらゆる機会を通じて、労働時間等設定改善法に加え、下請中小企業振興法に基づく「振興基準」等についてもリーフレット等を活用した周知などを行う。

② 労働局・労基署等の窓口等における「しわ寄せ」情報の提供
下請等中小事業者から、大企業・親事業者の働き方改革による「しわ寄せ」に関する相談が寄せられた場合は、その情報を地方経済産業局に提供する。

③ 労働局・労基署による「しわ寄せ」防止に向けた要請・通報
労働局から管内の大企業等に対して、「しわ寄せ」防止に向けた要請等を実施する。

・下請事業者に対する監督指導

において、労働基準関係法令違反が認められ、背景に親事業者による下請法等違反行為の存在が疑われる場合には、公取委・中企庁に通報する。

④ 公取委・中企庁による指導及び不当な行為事例の周知・広報
大企業の働き方改革に伴う下請等中小事業者へのコスト負担を伴わない短納期発注等の下請法等違反の「しわ寄せ」については、公取委・中企庁が下請法等に基づき、厳正に対応する。

・実際の指導事例や不当な行為の事例(べからず集)の周知・広報を徹底する。

(二) 不当な行為事例

前記(一)④の「不当な行為事例」として掲げられているものを紹介します。

◇買ったたぎ

事例① 短納期発注を行い、受注者は休日対応することを余儀なくされ、人件費等のコストが大幅に増加したにもかかわらず、通常の単価と同一の単価を一方的に定めた。

◇減額

事例② 短納期発注に対する「特急料金」を支払わず、通常代金しか支払わない。

◇不当な給付内容の変更・やり直し

事例③ 配送業者のトラックを数台待機させることを契約で定めていたが、当日になって一方的にキャンセルし、その分の対価を支払わない。

◇受領拒否

事例④ 発注後、一方的に納期を短く変更し、受注者側は長時間勤務で対応したが納期に納入が間に合わず、納入遅れを理由に受領を拒否した。

◇不当な経済上の利益提供要請
事例⑤ 商品の発注に関するデータの自社システムへの入力業務を発注者自ら行うべきであるにもかかわらず、受注者に対して無償で行わせた。

これらは「働き方改革」を阻害する不当な行為とされ、「下請法や独占禁止法で定める禁止行為に該当する可能性がある」として注意喚起がされています。

高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン

労働災害による休業4日以上死傷者数のうち、60歳以上の労働者の占める割合が増加傾向にあることや労働災害件数が男女ともに若年層に比べ高年層で相対的に高いことから、厚生労働省において「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」が定められました（令和2年3月）。

これは、高齢労働者が安心・安全に働ける職場環境づくりや労働災害の予防的観点から、高齢労働者の健康づくりを推進するために、高齢労働者を使用する又は使用しようとする事業者と労働者に取組が求められる事項を具体的に示したものです。

1 事業者に求められる取組

高齢労働者の就労状況や業務の内容等の実情に応じて、国や関係団体等による支援も活用して、実施可能な労働災害防止対

策に積極的に取り組むよう努めることとされました。

取組内容としては、安全衛生管理体制の確立等・職場環境の改善・高齢労働者の健康や体力の状況の把握及びその状況に応じた対応・安全衛生教育が掲げられています。

2 労働者に求められる取組

事業者が実施する労働災害防止対策の取組に協力するとともに、自己の健康を守るための努力の重要性を理解し、自らの健康づくりに積極的に取り組むよう努めることとされました。

取組内容として、次のものが掲げられています。

- ・自らの身体機能や健康状況を客観的に把握し、健康や体力の維持管理に努める。
- ・日頃から運動を取り入れ、食習慣の改善等により体力の維持と生活習慣の改善に取り組む。

ガイドラインの内容は、厚生労働省ホームページに公開されています。

医療機関窓口における一部負担金の免除（協会けんぽ）

令和元年に発生した台風第19号で甚大な被害を受けた場合は、今年3月31日までの診療において、医療機関窓口での一部負担金等の支払いの免除が行われていたが、今年9月30日まで延長されました。

免除対象となるのは、次の2つの要件を満たす場合です。

- 1 令和元年10月12日に令和元年台風第19号に係る災害救助法の適用市町村に住所を有していた被保険者・被扶養者
- 2 令和元年台風第19号を原因として、住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした方・主たる生計維持者の業務廃止や休止、失職など一定の事項に該当する旨を医療機関の窓口で申し立てを行った方

なお、今年4月1日以降に医療機関窓口で一部負担金の免除を受けるためには所定の申請書を協会けんぽに提出し、交付を受けた免除証明書の提示が必要です。

不妊治療と仕事の両立

厚生労働省では、不妊治療について職場での理解を深めながら事業主の取り組みを促進し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境の整備を進めるため、事業主や人事部門向けの「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」¹、同じ職場の上司や同僚向けの「不妊治療と仕事の両立サポートハンドブック」²を作成し

ています。

このうち、事業主や人事部門向けの「マニュアル」では、不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりが離職防止や新たな人材の発掘といった企業のメリットにもつながることなどの支援の意義、両立支援制度の導入方法、企業の取組事例などが記載されています。¹「マニュアル」²、「ハンドブック」³は、同省HPからダウンロードができます。